

消費増税決定後の税制の課題 法人税を中心に

森 信 茂 樹

はじめに

いて、どういう道筋があるのか、そのことについてお話したいと思います。

一、消費税の軽減税率について

皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました森信です。今日は、消費税率の8%引き上げ後の課題として、法人税を中心にいろいろお話をしたいと思います。

(消費税の軽減税率について―平成二五年度自民党税制改正大綱)

私は現在、ジャパン・タックス・インスティテュートという税制シンクタンクをつくって、民間企業の方とあるべき税制を研究・提言していますが、今日は法人税の実効税率を下げることにつ

最初に、年末までに一つ大きな消費税の課題が残っているということを申し上げたい。ここに書いてありますように(文末添付資料2ページを参照)、軽減税率をどうするかという話です。軽減

税率は、一〇%の引き上げ時に導入するかどうか、ことし一二月にまとめる与党の税制改正大綱までに結論を得ると書いてあります。導入するとなれば膨大な税制改正につながる可能性がありません。品目の選定もさることながら、そもそも代替財源をどうするかも議論しなければなりません。

またインボイスが必要となる。これをどう設計していくのか。例えば、個人の消費税の納税義務者には番号を付けなければインボイスの適正な管理は難しいわけですが、番号をどうやって振っていくのか、国税庁はどう管理していくのかとか山のように問題がありますので、二〇一五年の一〇%引き上げに向けてスムーズにやっていくためには、この一二月までに結論を得なければいけないわけです。あと一カ月です。

今の状況を簡単に申しますと、いろいろな問題があるから一〇%までは軽減税率は我慢したい自

民党と財務省、選挙公約で軽減税率の導入を明記している公明党、軽減税率にコミットすることは一〇%の引き上げをコミットすることになるので、それは避けたいという官邸の意向の三すくみで議論が続いていますので、なかなか簡単には結論は出ないような気がします。

(諸外国における食料品に対する軽減税率の適用

例)

一番難しいのは(資料3ページ)、消費税(VAT)が導入された時にはなかった新しいビジネスモデル、つまり食品とサービスとがくっついたマクドナルドのような業態が、今日、非常に大きな比重で出てきているということです。食品としてテイクアウトする場合と食べるレストランサービスの区分が大変で、ヨーロッパでも各国みんな悩んでいるわけです。

わが国では、デパ地下とかコンビニなどはこの両方が混在しており、これをどうやって区分するのか、現代の目でこの問題を法律で区切りながら執行していくことは大変なコストがかかるわけで、そのようなものを今導入する必要があるのか、欧州諸国のように一〇%を超える消費税率になれば仕方がないと考えますが、それまでは我慢する必要があるのではないかと考えています。

二、法人課税の検討に当たって

さて法人税の話です。

この問題は、ことしの秋口突然のように出てきて、いろいろ議論の結果、復興の臨時増税分だけは前倒し廃止する方向で年末に結論を出そうということになったのは御承知だと思います。本丸の法人実効税率のほうは、今後の検討課題というこ

とで残っているわけです。これに対して海外の投資家からは、アベノミクス第三の矢の最大の焦点は法人実効税率の引き下げだ、という期待が高まっている状況になっています。

(1) わが国法人の負担は高いか

(法人所得課税の実効税率の国際比較)

さて、議論の前に法人税負担の概念を整理しておく必要があります。財務省資料(資料8ページ)の法人所得課税の「実効税率」の国際比較における実効税率というのは、法人所得に対する地方税負担が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したもので、実質は「表面税率」、法定税率ともいう概念です。

本来の「実効税率」とは、法人が所得からどの程度法人税を支払っているかという指標、つまり支払法人税額を税引き前利益で割ったものです。

比較表でご覧になったように、日本の法人税を高止まりさせている最大の要因は、地方の法人2税です。あとで触れますが、これの地方税収に占める割合は、先進諸国で最も高い水準になっています。州を抱える米国やドイツといった分権国家は別として、単一国家においては法人税は国税となっており、地方にはありません。このあたりの日本特有の税体系をもう一度見直すということですが、法人税実効税率の引き下げには不可欠だと思います。

さて、個別企業の財務データに基づく計算手法による法人実効税率の比較（経産省資料）を見てみましょう（資料9ページ）。日本の四〇・六ポイント、米国の三〇・五ポイントを上回っています。先ほどの表面実効税率の財務省の資料（資料8ページ）によりますと、アメリカのほうが日本より少し高いのですが、本当の実効税率を見る

と、今度は逆転しているわけです。

これは、米国多国籍企業が、巧妙なタックスプランニングを行っている結果です。アメリカ企業は世界に展開している企業が多いのですが、特許権、著作権、商標権、ノウハウ等の無体財産権をうまく低税率国に集めるようなスキームをつくっているのが、現実の彼らの実効税率は非常に低いわけです。

現在OECDにおいて、BEPS（税源浸食と利益移転）というコンセプトでいろいろな議論が始まっていますが、所得を低税率国に移転した成果が米国の低い法人実効税率につながっているわけです。いずれにしても、日本の法人税負担は諸外国と比べて高い水準にあることがわかります。

(日本の公的負担は英米に比べ高いが、仏独等よりは低い)

もつとも、社会保険料負担まで合わせて考えると、欧州は社会保険料雇用主負担が高く、それを合わせて企業負担を考えると、日本の負担は英国、米国に比べると高いものの、フランスやドイツよりは低い水準にあります(資料10ページ)。そのため、わが国の法人実効税率を焦って引き下げる必要はないという議論があることもメンションしておく方がフェアでしょう。

(法人税が国際展開する企業行動に与える影響)

ノーベル経済学賞を受賞した Mirrlees は、有名な“Mirrlees Review”において Horsman and Markuse (1992) などの分析から、以下の四つの段階で、法人税が国際展開する企業行動に与える影響を整理しています(資料11ページ)。

第一段階は、直接投資の決定、つまり、自国で生産・輸出するか、海外で現地生産するかという局面です。

第二段階は、立地選択、つまり海外で現地生産する場合、どこの国で生産するかという局面です。

第三段階は、投資水準の決定、つまり投資先を決定の上、どの程度の規模で投資するかという局面、

第四段階は利益の帰属先の決定、つまりどこの国に利益を集中もしくは帰属させるかという局面です。

第一段階、第二段階では、平均実効税率が大きくなる要因になりますが、第三段階では限界実効税率、第四段階では表面税率が重要になると指摘しています。

この分析を日本に当てはめて考えるとどうなる

のででしょうか。現在のようない先行き経済が不透明で、企業も手元流動性を積み上げていく状況下では、投資減税などにより限界実効税率を下げて、企業が投資水準を増加させるかどうかは疑問といえます。

一方、企業が生産能力拡大のために海外を含め投資先を決定する際の判断材料の一つが、法人実効税率の水準であることは間違いありません。従って、わが国の現状を考えると、実効税率をしっかりと引き下げて、地方を含むわが国経済の一層の空洞化を防止する必要がある、雇用を守る必要がある、これは必要な施策だということになると思います。

加えてもうひとつ重要なことは、表面税率の引き下げです。わが国ではあまり意識されていないようですが、第四段階の議論は重要です。我が国の対外・対内直接投資の上位国・地域をみると、

対外直接投資は、上位から米国、オランダ、中国、ケイマン諸島と続きます。対内直接投資は、上位から米国、オランダ、フランス、ケイマン諸島、シンガポールとなっており、すでにわが国を取り巻くマネーが、タックスヘイブンを經由していることがうかがえるデータがあります（資料13ページ）。

従って、このようなタックスプランニングを抑制するためにも、表面税率の引き下げ問題に対応していく必要があります。

（多国籍企業の租税回避が国際的な批判を浴びている）

これは（資料12ページ）、イギリスのスターバックスの事例です。イギリスの法人税は高くはないのですが、周辺国のスイスとかオランダとかはもっと低いので、ロイヤリティーの支払いや利

払いなどを通じて英国法人の税負担を下げることをスターバックスはやっていたわけです。それで不買運動が起きたりして、一時金を政府に支払うことで決着しました。典型的なプランニングが行われていたという例で、アマゾンやアップルはもっと巧みなタックスプランニングを行って実効法人税負担を下げています。

(2) 法人税引き下げの論理と減税効果

(民間投資活性化等のための税制改正大綱(一三年一〇月一日))

以上の情報をもとに法人税実効税率の引き下げを検討するわけです。前に戻りますが、7ページを資料は、自民党(与党)の一〇月一日に決まりました税制改正大綱です。復興特別法人税のほうは一二月中に結論を得ることになっています。法人税本体については、三つのことが書いてあります。

す。「法人実効税率を引き下げるべきとの意見がある・・わが国が直面する産業構造や事業環境の変化の中で、法人実効税率引下げが雇用や国内投資に確実につながっていくのか、その政策効果を検証する必要がある。表面税率を引き下げる場合には、財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保を図る必要がある。こうした点を踏まえつつ、法人実効税率の在り方について」検討すると書いてあります。ここでは表面税率と実効税率をきちっと使い分けて書いてあります。

要約すると、なぜ下げる必要があるのか。設備投資を増加させるためなのか、日本の国際競争力を高めるためなのか、そこを検証しなさい。そして、本当に雇用や国内投資に確実につながっていくのか効果の検証、最後に、財源は課税ベースの

拡大によってやるのか、それができなかったら「他税目での増収策」でやるのか、国でいえば所得税、地方でいえば固定資産税とか住民税の増収を図るのか。そういうことが書いてあるわけです。

(3) 今回の主役は地方法人税

(地方税を議論に巻き込むことが必要)

先ほど述べたように(資料8ページ)、我が国の実効税率で高いのは、地方税である法人二税に大きな原因があるので、地方税を議論に巻き込まないといけない。国税としての法人税の表面税率は二五・五%で、中国とほとんど一緒の水準です。国税だけとってみますとフランスやアメリカよりもはるかに低いわけで、地方税を巻き込まないと下がらないというのは誰が見てもわかることです。

(すでに地方法人税の議論は始まっている)

実は地方法人税は、別途、税収の偏在性、不安定性という大きな問題を抱えています。地方に法人税があるために地方の税収が非常に不安定になっている(資料15、17ページ)。そこで、既に議論を開始しています(資料14ページ)。地方財政審議会「地方法人課税のあり方等を検討する検討会」(会長 神野直彦教授、第一回平成二四年九月二〇日)が開かれ、全国知事会「地方税財政制度研究会」(座長 植田和弘教授、第一回平成二四年九月七日)でも、国の消費税と地方法人課税の税源交換や地方共有税、「地方共同税」(地方税の一部を地方の共通財源と位置付け調整する仕組み)など、地方税制における税源偏在の是正方策について、法制的な課題を含め幅広く検討されています。東京都税制調査会(座長 横山彰教授)でも議論が行われています。

地方事業税と法人住民税(法人二税)の課題は、税収の不安定性や偏在性を小さくするということですが(資料18ページ)、これについては、これまで大きな改革が二度にわたって行われきました。一つが九〇年代の外形標準課税導入で、もう一つは、二〇〇八年に行われた暫定的な改革としての地方法人特別税の導入です。しかしいずれも不十分で、この問題(不安定性と偏在性の是正)の解決のためには抜本的な見直しが必要です。ちなみに小泉時代の三位一体の改革(補助金や交付税改革と合わせた税源移譲)ではこの問題はわきに置かれました。

とりわけ問題は法人事業税です。この税は古い起源をもつ税です。明治時代以降、所得ではなく付加価値を基準とした税として位置付けられていました。昭和二五年にはシャープ勧告により地方税としての加算型付加価値税が創設されました

が、当時の日本人には理解が得られませんでした。そこで、昭和二九年には廃止されました。そして、本来付加価値税であるべきはずの法人事業税が、わかりやすいからということで所得課税となり今日まで続いているわけです。平成一六年に、本来の姿に戻そうという議論が起き、一部に外形標準課税が導入されました。

しかし地方の一人当たり税収の格差は最大約八倍に広がっており、消費税の約二倍と比較してあまりにも違いが大きいというのが現状です。こうしたことを踏まえ、平成二〇年には税収格差縮小のために地方法人特別税が暫定措置として創設されます。その結果、東京都は平成二〇年度におよそ三〇〇億円の減収となり、反発したことは記憶に新しいところです。

地方法人特別税の平成二〇年度税収見込みは二・六兆円でした。これはちょうど消費税率一%

分に相当します。これは偶然ではありません。当時は、将来の抜本的税制改正つまり消費税率を引き上げる際には、その一分を地方消費税として地方に譲与して地方法人特別税は廃止する、という共通認識があったと思います。それによって、税収の不安定性や偏在性といった問題もある程度解消することができる、と期待していたわけです。

ところが今回の消費税率見直しの議論において、民主党政権時ですが、消費税引き上げ分は社会保障にしか使わないという縛りが行われました。一分を地方消費税に置き換えるという前提が崩れてしまったわけです。そこで法人実効税率の引き下げという課題が残ってしまった。

(税制抜本改革法七条)

税制抜本改革法（社会保障の安定財源の確保

等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律）七条（資料19ページ）には、「五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う」とあります。

この改革法に見直しを行うと書いてあるので、法律上の義務として、この一二月までに本当に見直さないといけないのです。しかし、どのように抜本的に見直すのか、議論は混迷しており現在も議論が続いているわけです。（注、平成二六年度改正では、法人住民税の国税化、交付税化が行われ、抜本的な見直しは先送りされた。）

〔地方税収の構成割合の国際比較〕

長く話をしましたが、地方の税の話は、下げろ、下げろとはみんな言いますが、簡単ではないということです。しかし、ここに手を付けなければ改革はないと思います。

資料20ページは、地財審でも報告したものです。地方税収の構成割合の国際比較（二〇一〇年）をみると、スウェーデンは九七・四％を個人所得課税が占めています。英国は一〇〇％、資産課税で地方財源をまかっています。フランスは六四・二％が資産課税、二五・六％が消費課税となっています。

そして日本は法人所得課税一三・九％、個人所得課税三四・五％、資産課税三一・一％、消費課税一九・四％となっていますが、英国、フランスといった単一国家には基本的に法人税はありません。

その理由は、法人税は誰が負担する税なのかよくわからない税であること、法人には選挙権がなく過重な負担になりかねないことなどで、基本的に国税として構築されているのです。

ドイツ、米国、カナダといった分権国家では州税として法人税がありますが、縮小される傾向にあります。いずれにしても、日本ほど大きな比重で地方に法人課税のある国は見当たりません。

(4) 課税ベースの拡大

（課税ベース拡大策）

「地方法人税の見直し」と「法人実効税率引き下げ」という二つの議論を整合させるためには、課税ベースを拡大しながら税率を引き下げている、という方法しかありません。地方税の場合、固定資産税や個人住民税などの課税ベースを広げ税収の安定性を確保しつつ、その財源で税率

を引き下げていく、これが解決の方向だと考えています。

また、国税の課税ベース拡大としては、これから述べるように、租税特別措置や減価償却の見直しが必要となるでしょう。レーガン第二期の税制改革では、重厚長大産業への租税特別措置、加速度償却などをほぼすべて撤廃しました。その財源で法人税率を一〇ポイント以上引き下げました。同時に所得税の課税ベースなども広げ、税率を引き下げています。

その結果、西海岸のシリコンバレーが育ちました。大学を卒業した若者が、さまざまなアントレプレナーシップを発揮してガレッジなどで事業を始めるようになったのです。これが今日の米国のIT産業の基礎をつくったといえます。

実効税率を一〇ポイント以上引き下げたことで、大きな効果を生み出したわけです。したがっ

て、さまざまな課税ベースの拡大を考えることが重要でしょう。

もう一つ重要なことは、「課税ベースの拡大」を、税調大綱には「財源として」と書いてありますが、私は、課税ベースの見直しは、財源だけでなく法人税を公平なものにするという観点から見直すべきではないかと思えます。

例えば、赤字法人への課税です。なぜ赤字法人が多いのか。これは日本独特の法人のタックスプランニングですが、これに対する手段を考えてはどうか。あるいは、宗教法人とか社会福祉法人。

社会福祉法人は、巨額な内部留保を持っているうえに、税制優遇がされていて、さらに補助金も出ています。しかし、現在社福法人のやっていることと民間のやっていることは競合する事業が多くあります。一方は法人税を払いながら事業をやっている、一方は補助金をもらって、税制優遇が

あつて、事業をやっている。これだけ民間の活力が出てきている中でもう一度見直すべきではないか。

では、課税ベースの拡大というのはどんなことがあるのか。これを考えるには、二〇一一年度、菅内閣のときにやった改正項目を見ることが有益です。カネ目として多いのは減価償却だと思います。

（減価償却の見直し）

ドイツはメルケル政権の時、課税ベースを広げて法人税率を半分にしたわけですが、財源として減価償却の定額法を導入しました。（資料22ページ）。減価償却はしよせん期間損益なので、これを財源にして恒久的に税率を引き下げることができると、企業にとってはありがたい話のほずです。また、繰越欠損金の制限などの話も出てくる

でしょう。

（租税特別措置―租特透明化法の活用）

もう一つ重要なのは租税特別措置です。租特透明化法ができ、これに基づいて企業ごとの租税特別措置の使用状況が国会に報告されています。これを見たら、適用ゼロという租特が山のようにあります。特に特定地域の租特は使われていない。それを全部整理して、財源は出ませんが公平性の拡大につながる改革をやってはどうかでしょう。もつともこれは、安倍政権が秋にやったことを自己否定することにもなるのではたしてできるかどうか。

（地方税の課税ベース拡大策）

それから、地方税の課税ベースでは、固定資産税の見直しです。課税ベースにはいっぱい穴があ

いています。生産緑地などちょっと植木を植えるだけで農地並み課税になって、事実上非課税です。新築住宅は六分の一課税です。そういったものを整理・縮小して、地方税で財源を出していくことが必要ではないかと私は思います。

(5) 法人税パラドクス

(法人税(法定)率の推移)

最後の話になります。冷戦後のOECD諸国の状況は、法人税パラドクスと呼ばれて議論になっています。

これは(資料23ページ)、OECD諸国の法定税率(表面税率)の冷戦後二〇年ぐらいの変化です。どの国も表面税率を下げきて、平均的には一九八二年から二〇〇六年の間に表面税率は二〇%ぐらい下がっています。冷戦後のタックスコンペティションです。Race to the Bottomと言わ

れ、ポーランドが下げたらドイツも下げる、ドイツが下げるとフランスも下げて、またポーランドも下げるということが何回も繰り返されてこうなったわけです。

(法人税収のGDP比)

ところが、今度は各国のGDPに占める法人税収の割合を見ますと(資料24ページ)、一九九四〜二〇〇四年の一〇年間は、逆に増えています。ほぼどの国もふえています。もちろん景気の問題とかいろいろあったかもしれませんが、表面法人税率が二〇%も下がっているにもかかわらず、GDP比で税収を見ると増えている。

(欧州諸国で法人税パラドクスはなぜ生じたか)

これは法人税パラドクスということで、いろいろな研究の成果があります。一番オーソドックス

な研究成果を見ると（資料25ページ）、法人税パラドクスが生じた要因を三つに分解して、各国ごとに分析しています。

一番目は、確かに表面税率は下げたけれども、各国とも課税ベースは広げている。だから、実効税率は安定的になっているということです。

二番目は、個人から法人へのシフトが進んでいる。

三番目が重要ですが、法人税がグッと下がったために、企業所得の割合が非常にふえている。これはアントレプレナーシップの発揮が見られたためとということです。

これを日本に当てはめると、法人税のパラドクスが生じるためには、併せて課税ベースの拡大と新規企業が起きるような規制緩和とか成長戦略が大事ということです。日本ではその成長戦略そのものが法人税の引き下げになっていますから、

うまくマネージしていけば非常にいい流れが起きる。

ただしこれは「おつり」と考えたほうがいいと思います。税収増を図るために税率を下げるということではなく、法人税を下げて賃金上がり、企業業績も上がって、それが株価の上昇を通じて、法人税の増収・国家の税収増というふうに流れていけば、ウイン・ウインのサイクルができる、このことが欧州では実証的に見られたということことです。

（利益計上法人と欠損法人）

もう一つ、欠損法人が多い（資料26ページ）。七割が欠損法人だから、法人税を下げてても効果がないという議論があります。私はこれは別の問題だと思っています。欠損法人が多いのは、規模の小さい中小法人です。なぜ多いかというと、基本的に

タックスプランニングです。

日本の場合、法人の九八%が同族会社です。その中にまた一人オーナー会社というのがあります。彼らは法人成りをして、法人所得を家族に分散しながら、社長の給与として経費で控除し、さらにそれは給与所得控除の対象にもなる、二度控除、これが典型的なプランニングで赤字法人が多い最大の原因だと思います。

この問題と、日本の法人所得の半分以上を稼いでいる元気のいい資本金一億円超の企業の減税とは、分けて考えるべきではないかと思っっています。いずれにしても、法人税改革は多くの利害を調整する必要があります。平成二六年度改正では無理でも、平成二七年度改正では実行できるように、年明けから本格的な議論を行うことが必要です。

私の話はこれで終わりたいと思います。(拍手)

森本理事長 大変貴重なお話をありがとうございます

ました。

それでは、いろいろな質問もあろうかと思えます。質問のございます方は手を挙げてお願いいたします。——質問が出るまでの間、私がつなぎで質問させていただきます。

先ほどの最後の法人税パラドクスのグラフを見ますと、日本だけパラドクスが起きていないように見えます。

それから、法人実効税率を下げるという議論をしたときに、麻生大臣が割と反対でした。その理由としては、七割が法人税を納めていないことと、法人税を下げて内部留保がふえるだけではないかとおっしゃっていたような気がします。その辺についての森信先生の見解をお聞かせいただければと思います。

森信 最初に、日本はパラドクスが起きていない

ではないかというご質問ですが、それは小規模減税といわれる、課税ベースの拡大なしの大規模減税が行われたことによると思います。これが大きな収減につながっているということです。

二番目の御質問は、先ほど言いましたように、日本の法人の七割が赤字法人、欠損法人です（資料26ページ）。これは税務上欠損で、企業会計上の欠損ではありません。

資本金別に見ますと（資料26ページ）、資本金一億円以下の会社に圧倒的に多い。資本金一億円超の会社に限って見ますと、赤字法人の割合は半分以下に減少します。逆に言えば、一億円以下の法人の赤字法人割合は、八〇%とか、規模によっては九〇%とかの赤字です。しかも、五年連続赤字法人の数が半分ぐらいいあります。

結局この赤字は、タックスプランニングによって作られたもので、その原因は役員給与と給与所得

控除の2回控除にある、そこで、これを閉じることを考える必要があるわけですが、そのことと法人実効税率の引き下げとは別問題だということですよ。

内部留保については、手元流動性、現預金が今二三〇兆円ぐらいある。そういう状況で投資減税をやっても投資の増加はないのではないかと私も思います。だから、そこで各種の投資減税を整理しながら、その財源で法人の実効税率を下げてくださいようにすべきではないかと思えます。

もう一つ申し上げたいことがあります。一月九日（先週土曜日）の日経の一面に非課税の私的年金制度を創設というのが出ていました。これは金融庁で有識者会議をつくってその中で議論するということで、これからの議論です。

この非課税の私的年金創設は、日本版IRAと呼ばれると思いますが、私はここでも一回講演させて

いただいたことがあります。証券業協会の増井前副会長などと一緒に数年間研究して、日本版IRAの提言も行っています。ジャパン・タックス・インスティテュートのホームページ (<http://www.japantax.jp/>) からご覧いただけます。また、「日本版IRAの具体的提案」という本を金融財政事情研究会から出しています。

日本の年金制度の議論は公的年金ばかりですが、この議論ばかりだと税金が幾らあっても足りなくなる。ヨーロッパの年金議論は、公的年金から私的年金にシフトしており、そこに税制優遇を付けてトータルとして老後の生活をきちっと自助努力で積み立てるようにしようという方向になっています。スウェーデンは一部積み立て制を導入し、ドイツはリースター年金、イギリスはステークホルダー年金という私的年金を作り税制優遇しております。

日本の企業年金は縦型でごちゃごちゃ、401k個人型もほとんど普及していない。これらを整理統合して、ユニバーサルに、誰でも入れる私的年金を日本版IRAとして導入したらどうかという提言をずっとしてきました。やっと動き始めたという感じです。

森本理事長 森信先生、本日は大変ありがとうございます。ございました。もう一度盛大な拍手をお願いいたします。(拍手)

(もりのぶ・しげき・中央大学法科大学院教授)

(本稿は、平成二五年十一月十一日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)

森 信 茂 樹 氏

中央大学法科大学院教授・(社) ジャパン・タックス・インスティテュート所長、
東京財団上席研究員、学位 法学博士 (租税法)

略 歴

- 1950年 広島市生まれ
1973年 京都大学法学部卒業、大蔵省入省
1979-1980年 東京国税局 茂原税務署長
関税局、国際金融局、銀行局の課長補佐を歴任
1981-1983年 在ソ連日本大使館 一等書記官
1983-1985年 在ロスアンジェルス総領事館 領事
1988-1991年 ロンドン駐在大蔵省参事 (輸銀出向) (兼国際金融情報センターロンドン事務所長)
1991年 大臣官房企画官 (証券局)
1992年 証券局 調査室長
1993年 主税局 調査課長
1995年 主税局 税制第二課長
1997年 主税局 総務課長
1998-2001年 大阪大学法学研究科教授 (租税法、租税政策)
2001年 東京大学法学政治学研究科 (ビジネスローセンター) 客員教授(兼務)
2001-2002年 財務省財務総合政策研究所次長、政策研究院大学客員教授
2003-2004年 東京税関長
2004年 プリンストン大学客員研究員・講師、コロンビアロースクール客員研究員
2005年 財務省財務総合政策研究所長
2006年 財務省退官、中央大学法科大学院教授、
(社) ジャパン・タックス・インスティテュート設立
2007年 東京財団上席研究員
2010-2012年 政府税制調査会専門委員会特別委員

(著書)

- 「消費税、常識のウソ」(朝日新書 2012年)
「マイナンバー」(共著 金融財政事情研究会 2012)
「どうなる? どうする! 共通番号」(共著 日本経済新聞出版社 2011)
「日本の税制 何が問題か」(岩波書店 2010年)
「金融所得一体課税の推進と日本版 IRA の提案」金融財政事情研究会 2010)
「給付つき税額控除」(中央経済社 2008年)
「抜本的税制改革と消費税」(大蔵財務協会 2007年)
「日本がよみがえる 租税政策」(中公新書 ラクレ2003年)
「わが国所得税課税ベースの研究」(日本租税研究協会 2002年)
「日本の税制」(PHP 新書 2001年)
「日本の消費税」(納税協会連合会 2000年)
「大学教授物語」(時評社 2000年)
「欧州金融新秩序」(日本経済新聞社 1991年)
「ソ連経済最新事情」(東洋経済新報社 1983年) 他